

特別職に属する職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 3 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第79号

特別職に属する職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職に属する職員の給与に関する条例施行規則（平成 9 年名古屋市規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び第 6 号」を「及び第 4 号の 2」に改め、「、期末手当」を削る。

第 2 条中「第 6 号」を「第 4 号の 2」に改め、同条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(2) 教育長 職員給与条例別表第 6 指定職給料表の 8 号給の額

第 2 条第 3 号を削る。

第 3 条中「又は第 2 号」を「、第 2 号、第 4 号及び第 4 号の 2」に改め、「第 2 条第 2 号」の次に「、第 4 号及び第 4 号の 2」を加え、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（在職期間を通算する場合）

第 3 条 特別職給与条例第 4 条の 2 第 1 項に規定する「市長が特に必要と認めた場合」とは、本市の事業の実施に際し、本市と国等（同項に規定する国等をいう。以下同じ。）との緊密な連携を図る必要があると市長が認めて、国等に勤務する職員を採用した場合とする。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 4 日から施行する。